

社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、会長、副会長、理事、監事及び顧問をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。ただし、本会から給与を得ている職員には適用しない。

- (1) 会長の報酬は、日常の会長業務ならびに理事会（理事懇談会含む）への参加、運営業務にかかるものとして、別添支給基準1に基づき支給する。
- (2) 副会長、理事及び監事の報酬は、理事会（理事懇談会含む）への参加、運営業務にかかるものとして別添支給基準2に基づき支給する。
- (3) 上号以外で、本会の運営業務として、本会会長が必要と認めた場合は、1回の業務につき、別添支給基準3に基づき報酬を支給する。また併せて交通費にかかる実費分を費用弁償として支給する。
- (4) 費用弁償額は、あらかじめ申告した方法による交通費の実費分とし、公共の交通機関を利用する場合は実費額、自家用車を利用する場合は往復の距離に対して1キロメートルにつき15円を乗じて計算した額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、本会評議員会の決議を経て行う。

支給基準 1

対象	報酬支給単位	報酬額	支給条件
会長	月	80,000円	<p>日常業務は、おおむね週3日で1日3時間以上の出務。(週9時間以上)理事会などへの出席。</p> <p>ただし、出務が月16時間に満たない場合、その月の報酬額は50,000円とする。</p>

支給基準 2

対象	報酬支給単価	報酬額	支給条件
副会長	年	80,000円	<p>理事会などへの出席。</p> <p>ただし、理事会への出席が半分に満たない場合は、副会長50,000円、理事・監事30,000円とする。</p>
理事 監事	年	50,000円	

支給基準 3

対象	報酬支給単価	報酬額	支給条件
副会長	1回	5,000円	
理事 監事 顧問	1回	3,000円	

付 則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度の会計年度の最終のものに関する定時評議員会で選任された役員等から適用する。
- 支給基準2について、平成28年度に選任された役員の年間報酬額は、平成28年度に限り、副会長は70,000円、理事・監事は44,000円とする。
- 社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程は、廃止する。